

震災等における代替家屋に係る固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

(あて先) 会津若松市長

申告者の住所	電話() -
申告者の住所	
個人番号 又は法人番号	

地方税法第352条の3に規定する固定資産税の減額を受けるため下記の通り申告します。

代 替 家 屋	
所有者名	
所有者住所	
家屋の所在	会津若松市
家屋番号	番 ※登記家屋のみ記入
家屋の種類	居宅・()
家屋の構造	()造)・()葺)・()階建)
床面積	m ²
取得年月日	令和 年 月 日 (新築・売買・)
被 災 家 屋	
所有者名	
所有者住所	
家屋の所在	会津若松市
家屋番号	番 ※登記家屋のみ記入
家屋の種類	居宅・()
家屋の構造	()造)・()葺)・()階建)
床面積	m ²
取得年月日	令和 年 月 日 ()

※被災家屋とは、震災等により滅失もしくは損壊した家屋のことをいいます。
また、代替家屋とは、被災家屋に代わるものをいい、被災家屋と種類、使用目的又は用途が同一のものです。
※代替資産の所有者が、被災資産所有者と異なる場合は、被災資産所有者との関係をカッコ書きして下さい。
※共有者がいる場合、共有者全員の氏名とその持分についても記入してください。
※減額の内容、添付書類については裏面をご参照ください。

【固定資産税の減額について】

◎減額の適用を受ける家屋

1. 被災年の翌年の3月31日から起算して4年を経過するまでの間に取得、改築された家屋で、被災家屋に代わるものとして市長が認める家屋。
2. 種類、使用目的又は用途が同一のもの。

◎減額の適用対象

1. 被災家屋の所有者
2. 被災家屋の所有者に相続があった場合はその相続人
3. 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
4. 被災家屋の所有者が法人であり、合併又は分割があった場合はその合併法人又は分割承継法人

◎減額される税額の計算方法

$$[\text{減額される税額}] = \text{代替家屋の税額} \times \frac{\text{被災家屋の床面積}}{\text{代替家屋の床面積}} \times \frac{1}{2}$$

◎減額される期間

代替家屋を取得、改築した翌年度から4年度分

【申告書に添付する必要書類】

◎被災家屋の所有者本人

1. 被災した年度の固定資産課税台帳登録事項証明書(会津若松市内の場合は不要)
2. 被災した家屋の不動産登記事項証明書(未登記の場合は不要)
3. 代替家屋の不動産登記事項証明書(改築の場合は改築したことを明らかにする書類)
4. 被災した家屋の罹災証明書(会津若松市内の場合は不要)
5. 被災した家屋の解体契約書等(改築、又は会津若松市内の場合は不要)
6. その他、本市が必要と認める書類

◎被災家屋の所有者に相続があった場合の相続人

- 1～6は同じ
7. 戸籍謄本(被災家屋所有者との関係が判るもの)
8. 遺産分割協議書(相続人であることが判る書類)

◎被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族

- 1～6は同じ
7. 戸籍謄本又は住民票(被災家屋所有者との関係が判るもの)

◎所有者が法人で合併又は分割があった場合の合併法人又は分割承継法人

- 1～6は同じ
7. 商業登記簿戸籍謄本